

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

川崎市市民農園の貸付料の改定について

資 料 川崎市市民農園の貸付料の改定について

経済労働局

平成28年8月31日

川崎市市民農園の貸付料の改定について

1 概要

本市では、“最幸のまち かわさき”の実現に向け、市民満足度の高い行財政運営を定めた行財政改革プログラム(平成28年3月策定)に基づき、“全庁的な使用料・手数料の見直し(平成28年7月28日市議会総務委員会に報告)”を示し、市民サービス等の再構築に取り組んでいる。

本市において、市民農園は、「農」に親しみたいとする市民ニーズの高まりに応えるとともに、都市農地の保全と活用に大きく寄与している。そのため、市が自ら開設し管理運営を行う“川崎市市民農園”は、従来、本市が整備管理費を負担してきたが、平成17年9月に改正特定農地貸付法が施行されて農家が市民農園を開設できるようになり、農家が開設・管理する“市民ファーム農園”が増加し、民間主導による市民農園の普及が図られている。

また、“川崎市市民農園”は利用者が限定されているレクリエーション施設の性格もあることから、受益者負担の適正化・公平化を図るため、“全庁的な使用料・手数料の見直し”に準じる形で、貸付料についても整備管理費を利用者負担とすべく改定することとしたい。

2 川崎市市民農園の貸付料の改定内容

レクリエーションの機能を有する川崎市市民農園は、公平な利用機会の提供(延長不可の利用期間の設定)及び都市農地の保全につながるが、利用者が限定されていることから、“全庁的な使用料・手数料の見直し”で示された、標準的受益者負担割合の設定及び受益者負担分の適切な転嫁(現行単価の1.5倍を超えない額)についての方針も考慮し、特定の個人の便益に要した経費として貸付料を年6,000円から年8,000円(1.33倍)に改定するものである。

(1) 積算根拠：平成29～38年度の事業費の見込み

市民農園事業費※	延べ区画数	1区画当たり事業費
52,500千円	6,520区画	約8,000円(年額)

※ H29～38年度に見込まれる、整備管理費、管理運営費の合計。

(2) 改定内容

1区画当たり事業費			
ア 改定前	<table border="1"> <tr> <td>貸付料(利用者負担) 年額 6,000円 管理運営費に充当</td> <td>市負担 年額 2,000円 整備管理費に充当</td> </tr> </table>	貸付料(利用者負担) 年額 6,000円 管理運営費に充当	市負担 年額 2,000円 整備管理費に充当
貸付料(利用者負担) 年額 6,000円 管理運営費に充当	市負担 年額 2,000円 整備管理費に充当		
↓ 受益者負担の見直し ↓			
イ 改定後	<table border="1"> <tr> <td>貸付料(利用者負担) 年額 8,000円 管理運営費と整備管理費に充当</td> </tr> </table>	貸付料(利用者負担) 年額 8,000円 管理運営費と整備管理費に充当	
貸付料(利用者負担) 年額 8,000円 管理運営費と整備管理費に充当			

(3) 施行日

平成29年4月1日(農園利用者の切替え年度に合わせた施行)

3 川崎市市民農園と農家開設型農園(市民ファーム農園)の比較

(1) 現状

H28.4.1

開設・管理者	川崎市	農家
農園名	川崎市市民農園 (市開設・管理型)	市民ファーム農園等 (農家開設・管理型)
1区画面積	10㎡	6～100㎡
1区画料金	貸付料 6,000円(年額)	7,000～96,000円(年額)
主な設備	農具・水道・トイレ	農園により付帯設備は異なる
貸付期間	2年(現利用者 H27.4～H29.3) 延長不可(利用機会の公平化)	1～5年 利用延長可(利用者の固定化)
箇所数・総面積	5箇所。10,773㎡	39箇所。60,777㎡

(2) 川崎市市民農園各農園について

農園名称	所在地	面積(㎡)	区画数	開設期間(開設年)
小倉	幸区小倉5-30	2,320	172	35年間(S56.7)
上小田中	中原区上小田中2-8	1,458	100	7年間(H21.4)
上作延	高津区上作延944-5	1,044	62	15年間(H13.4)
南生田	多摩区南生田2-10	3,952	191	33年間(S58.7)
千代ヶ丘	麻生区千代ヶ丘7-5	1,999	127	37年間(S54.4)
計		10,773	652	

川崎市市民農園の位置

